

## 東京電力からのお詫びと賠償のご請求についてのお願い

このたびの福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、被害を受けられたみなさまはもとより、広く社会のみなさまに大変なご迷惑、ご不安をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

ご被害者のみなさまへの賠償につきましては、原子力損害賠償制度に基づき、本年9月27日より本賠償の受付を開始させていただいており、現在、平成23年11月30日までに被られた損害につきまして、裏面一覧表に記載の損害項目毎に、ご請求書式をご用意させていただいております。

下記の電話番号（通話料無料）にてご請求書式の発送とご相談を承っております。本件事故により損害を被られた方や、賠償のご請求につきましてご不明な点がおありの方は、大変お手数ではございますが、**先ずは弊社コールセンターへ**ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

東京電力株式会社

福島原子力補償相談室（コールセンター）

0120-926-404

（受付時間／午前9時～午後9時）

ご請求書式	対象地域	対象となる損害（当社原子力発電所事故と相当因果関係のあるものに限る）
個人さま用	避難等対象区域内	避難生活等による精神的損害、避難・帰宅費用等
	避難等対象区域外	避難等対象区域内に勤務地がある場合の就労不能損害等
農業者さま用	避難等対象区域内	政府による避難指示等に係る損害として被られた逸失利益等
	避難等対象区域外の出荷制限指示等対象地域等	出荷制限の指示等に係る損害として被られた逸失利益、廃棄費用等
法人さま・個人事業主さま用	避難等対象区域内	避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、事業に支障が生じたことによる減収等
農林水産物の加工業・食品製造業及び流通業者さま用（出荷制限指示等）	避難等対象区域外	出荷制限指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、事業に支障が生じたために生じた減収等
農林水産物の加工業・食品製造業及び流通業者さま用（風評被害）	福島県(避難等対象区域外)	風評被害による減収等
	福島県以外	主たる原材料が風評被害の認定の対象となる農林水産物である加工品に関して被った損害等
製造業者さま用	福島県(避難等対象区域外)	風評被害による減収等
	福島県以外	政府等の指導等を受けた上下水処理等副次産物およびそれを原料とした製品の風評被害による減収等
サービス等業者さま用	福島県(避難等対象区域外)	商品またはサービスの風評被害による減収等
	福島県以外	H23.5 末までに外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービスが解約されたことで発生した損害等
観光業者さま用 A（風評被害）	福島県(避難等対象区域外)、茨城県、栃木県、群馬県内	風評被害による減収等
観光業者さま用 B（風評被害）	福島県、茨城県、栃木県、群馬県以外の都道府県	風評によってH23.5 末までに生じた外国人観光客の解約に伴う減収等
輸出用	避難等対象区域外	輸出先国の輸入拒否、輸出先国等の要求による検査費用及び輸入規制の影響による追加的費用等
間接被害	避難等対象区域外	「福島第一原発事故」の第一次被害者との取引に代替性がないことから生じた減収等
その他	全て	その他「福島第一原発事故」と相当因果関係のある損害